私学行政の現状と課題等について

文部科学省高等教育局私学部参事官付令和元年8月30日(金)



<本日の内容>

- 1. はじめに
- 2. 学校法人を取り巻く状況について
- 3. 学校法人運営調査における経営指導の充実について
- 4. 監事について
- 5. 監事に期待される役割

1. はじめに

学校法人や大学改革等に関する近年のキーワード

- 18才人口の減少
- 第4次産業革命
- Society5.0
- グローバル化
- 経営基盤の強化
- ガバナンス強化
- コンプライアンス強化
- <u>・教学マネジメント</u>
- ・3つのポリシー
- FD SD

- 地方創生
- 地域連携 地域貢献
- 産学連携
- 人生100年時代
- ・社会人の学び直し
- アクティブラーニング
- 設置基準 認証評価
- <u>• 情報公開 IR</u>
- <u>•PDCAサイクル</u>
- 高等教育無償化

等々

私立学校の役割等

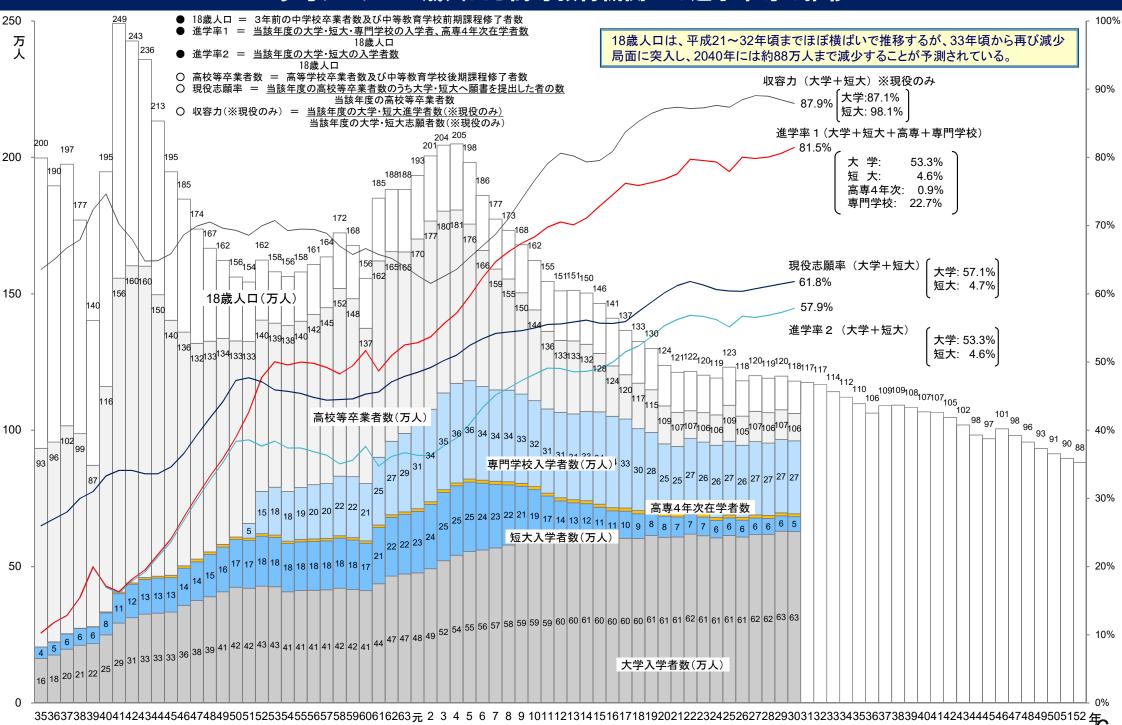
◆ 我が国の高等教育機関(大学、短大、高専)の<u>約77.2%</u>が私立。学生数の<u>約73.8%</u>が私立に在籍。

※令和元年度学校基本調査(速報値)より

- ◆ 私立学校は、建学の精神に基づき個性豊かな活動を展開。
 - → <u>私立学校は、我が国の学校教育の発展にとって、</u> 質・量ともに重要な役割を果たしている。
- ◆ また、私立学校は、
 - → それぞれの自助努力によって経営基盤の維持・強化や 積極的な情報公開などを行いつつ、国民の要請に応える 個性的で魅力あふれる学校づくりを進めることが期待 されている。

2. 学校法人を取り巻く状況について

参考データ:18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

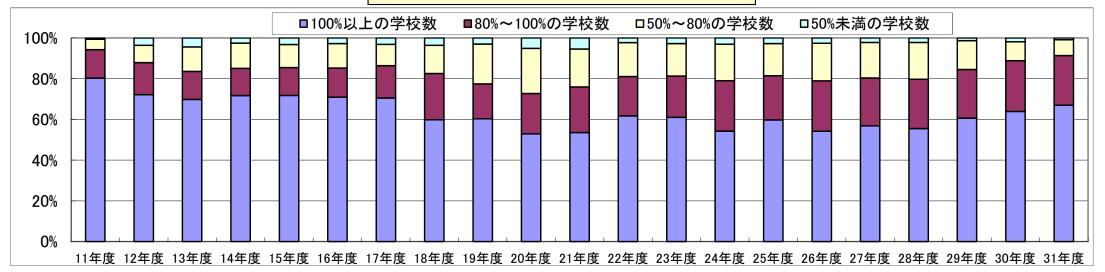


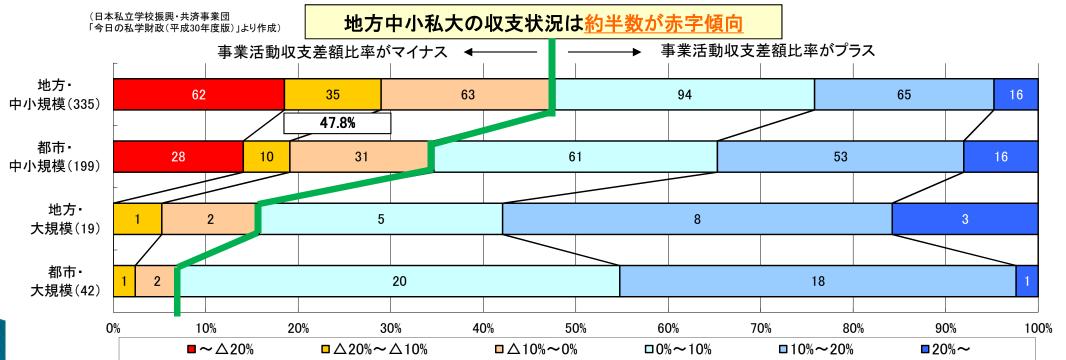
出典:文部科学省「学校基本統計」、平成43年~52年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を元に作成 ※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

私立大学の経営状況について

(日本私立学校振興・共済事業団 「平成31(2019)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

私大の33%が入学定員未充足

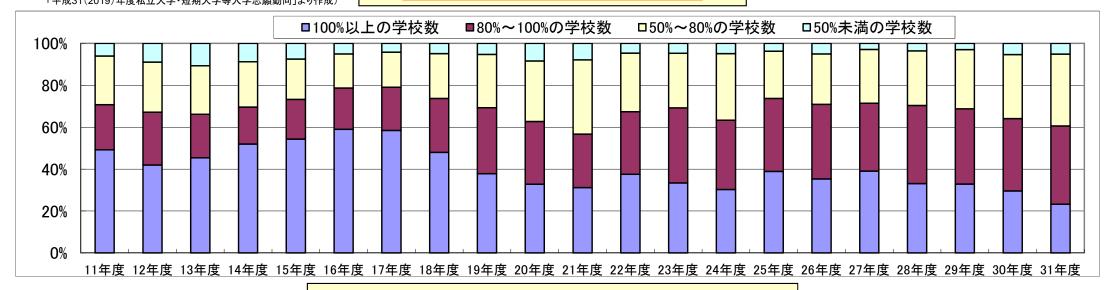


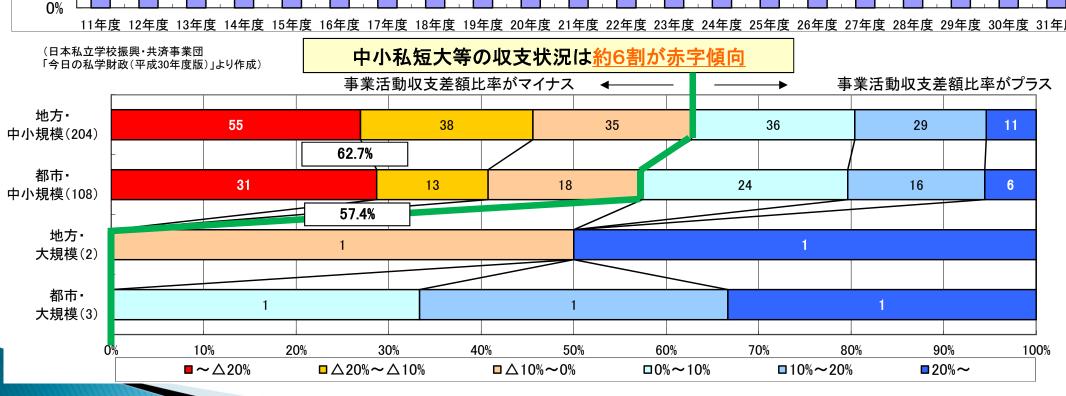


私立短期大学等の経営状況について

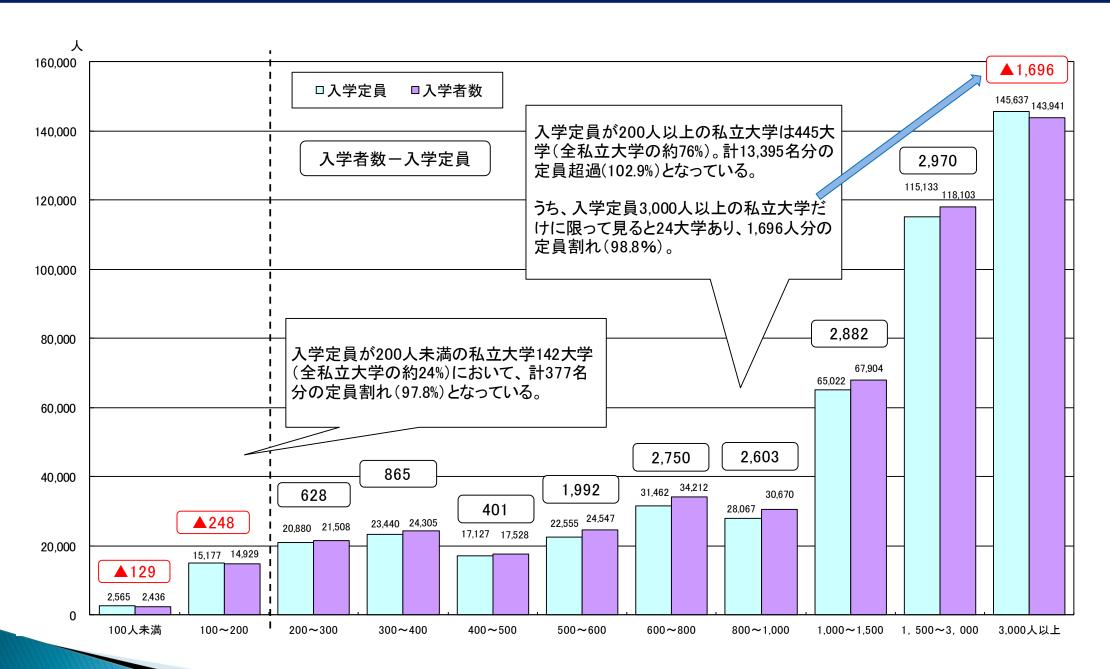
(日本私立学校振興・共済事業団 「平成31(2019)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

私立短大の77%が入学定員未充足





規模別の入学定員、入学者数等(平成31年度、私立大学)

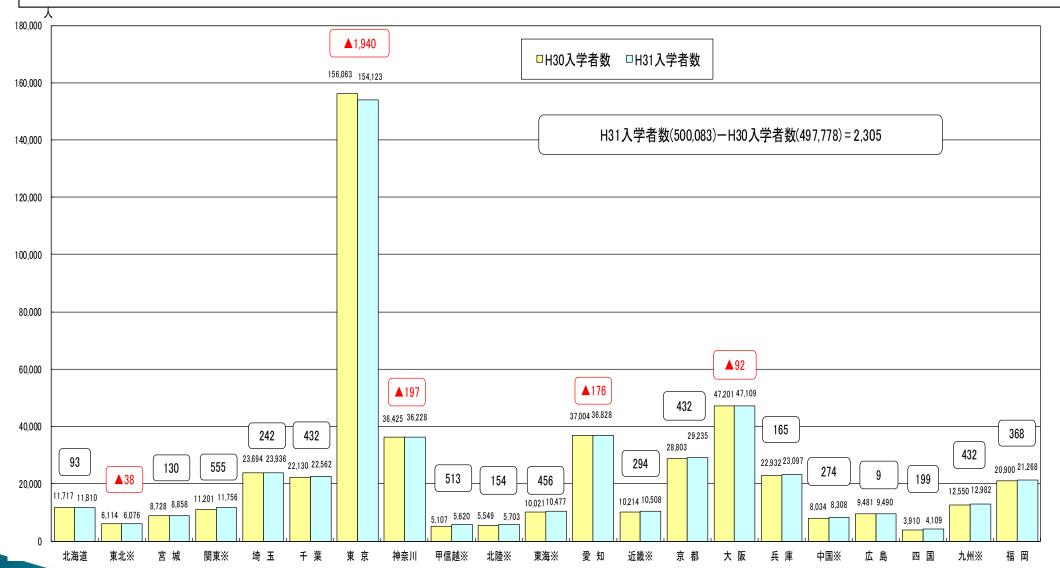


(日本私立学校振興・共済事業団「平成31(2019)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

地域別の入学者数(前年度との比較、私立大学)

私立大学等経常費補助金や学部等設置認可申請に係る定員管理厳格化により、三大都市圏(※)での入学者数が減少。

※三大都市圏:埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫

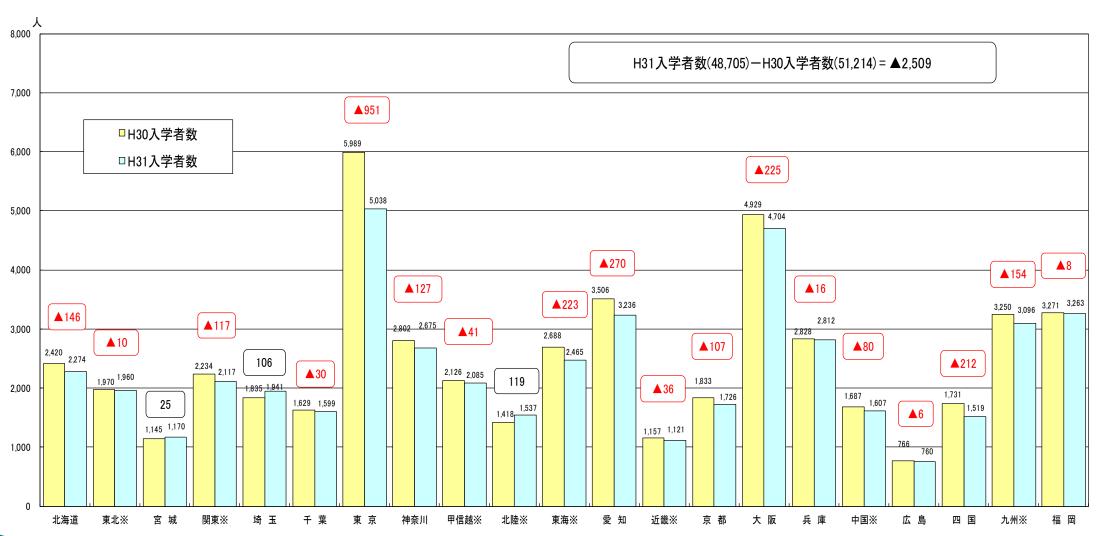


(日本私立学校振興・共済事業団「平成31(2019)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

地域別の入学者数(前年度との比較、私立短期大学)

私立短期大学の入学者数は全国的に減少傾向。入学定員充足率は、三大都市圏(※)が高い傾向。

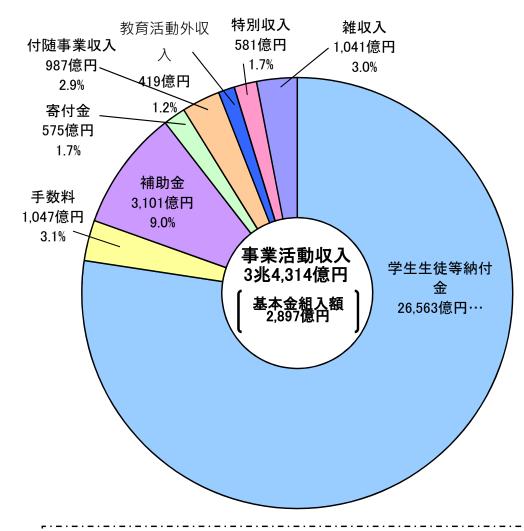
※三大都市圈:埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫



※東北(青森、岩手、秋田、山形、福島)、関東(茨城、栃木、群馬)、甲信越(新潟、山梨、長野)、北陸(富山、石川、福井)、東海(岐阜、静岡、三重)、近畿(滋賀、奈良、和歌山)、中国(鳥取、島根、岡山、山口)、九州(佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(日本私立学校振興・共済事業団「平成31(2019)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

私立大学の収支状況



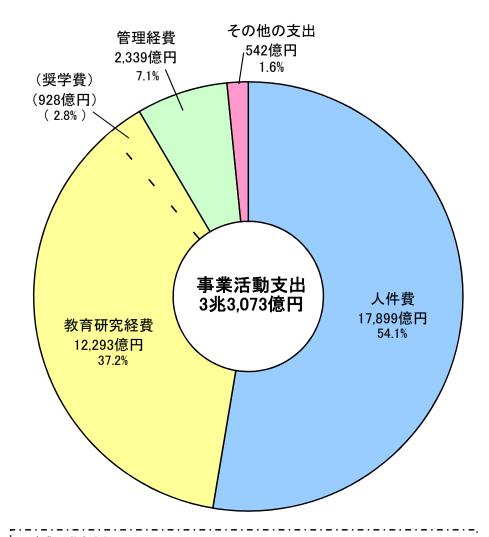
●事業活動収入とは

事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは

国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本 (基本金)として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

- ※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入
- ※特別収入…資産売却差額等の収入

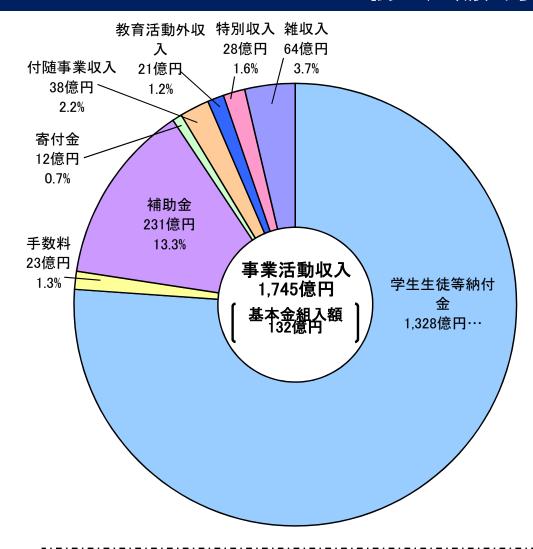


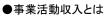
●事業活動支出とは

事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出(減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む)。

- ※ 出典:日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成30年度版)」
- ※事業活動収支計算書(595校)の集計

私立短期大学等の収支状況



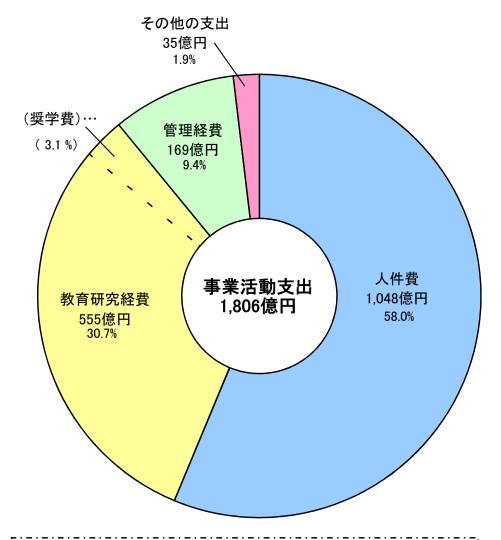


事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは

国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本 (基本金)として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

- ※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入
- ※特別収入…資産売却差額等の収入



●事業活動支出とは

事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出(減価償却費、退職給与引当金繰 入額等現金支出を伴わないものを含む)。

- ※出典:日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成30年度版)」
- ※事業活動収支計算書(317校)の集計

割合

私立大学・短期大学・高等学校の収支状況(経年の推移)

				77 741 / / -		77 7 7 7			(11/12 — I – 0				
	年度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
)	集計学校数	а	校 572	校 577	校 586	校 579	校 592	校 588	校 591	校 592	校 596	校 590	校 595
	事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	32,336	32,394	32,379	32,449	33,599	32,946	33,156	33,234	33,540	33,654	34,314
	事業活動支出 (H26以前は消費支出)	С	29,762	30,748	30,307	30,382	32,097	30,921	31,371	31,450	32,371	32,544	33,073
	基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	2,574	1,646	2,072	2,067	1,502	2,025	1,785	1,784	1,169	1,110	1,241
	事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	8.0%	5.1%	6.4%	6.4%	4.5%	6.1%	5.4%	5.4%	3.5%	3.3%	3.6%
,	基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)が マイナスの学校数	f	校 194	校 229	校 230	校 227	校 250	校 208	校 215	校 219	校 243	校 233	校 235
	割合	g=f÷a	33.9%	39.7%	39.2%	39.2%	42.2%	35.4%	36.4%	37.0%	40.8%	39.5%	39.5%
,	年 度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
, i			校	 校	 校	 -校	校	 校	20 校	校	 校	校	 校
I	集計学校数	а	380	376	371	358	353	335	337	333	324	321	317
	事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	2,530	2,326	2,201	2,098	2,200	1,940	1,961	1,941	1,875	1,838	1,745
	事業活動支出 (H26以前は消費支出)	С	2,589	2,451	2,330	2,181	2,147	1,985	1,996	1,939	1,934	1,842	1,806
•	基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	▲ 59	▲ 125	▲ 129	▲ 83	53	▲ 45	▲ 35	2	▲ 59	▲ 5	▲ 61
•	事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	▲2.3%	▲ 5.4%	▲ 5.9%	▲ 4.0%	2.4%	▲ 2.3%	▲ 1.8%	0.1%	▲3.2%	▲0.3%	▲ 3.5%
	基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)が マイナスの学校数	f	校 203	校 227	校 223	校 207	校 193	校 189	校 170	校 187	校 184	校 174	校 191
	割合	g=f÷a	53.4%	60.4%	60.1%	57.8%	54.7%	56.4%	50.4%	56.2%	56.8%	54.2%	60.3%
.	年度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	集計学校数	а	校 1,273	校 1,272	校 1,279	校 1,244	校 1,263	校 1,266	校 1,286	校 1,288	校 730	校 1,310	校 1,301
5	事業活動収入 (H27以前は帰属収入)	b	10,051	9,896	9,891	9,808	10,087	10,173	10,384	10,848	5,833	11,092	11,053
	事業活動支出 (H27以前は消費支出)	С	10,129	10,068	9,832	9,619	9,953	9,899	10,109	10,294	5,381	10,637	10,727
	基本金組入前当年度収支差額 (H27以前は帰属収支差額)	d=b-c	▲ 78	▲ 172	59	189	134	274	275	554	452	455	326
	事業活動収支差額比率 (H27以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	▲0.8%	▲ 1.7%	0.6%	1.9%	1.3%	2.7%	2.6%	5.1%	7.7%	4.1%	2.9%
	基本金組入前当年度収支差額 (H27以前は帰属収支差額)が マイナスの学校数	f	校 701	校 693	校 625	校 578	校 599	校 546	校 553	校 521	校 544/1,290	校 530	校 582

〇 事業活動収支差額比率(帰属収支差額比率)とは、学校法人の負債とならない収入である事業活動収入(帰属収入)から事業活動支出(消費支出)を差し引いた差額(基本金組入前当年度収支差額(帰 属収支差額))が 収入全体の何%に当たるかを見る比率である。

46.5%

47.4%

43.1%

43.0%

40.5%

48.9%

55.1%

54.5%

44.7%

40.5%

^(※)出資(株式)の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本 (基本金)として事業活動収入(帰属収入)の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入れ相当の基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額)が必要になる。

3. 学校法人運営調査における経営指導の充実について

学校法人に対する経営指導体制

◆学校法人運営調査

学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人の管理運営組織、その活動状況及び財務状況等について実態を調査するとともに、必要な指導・助言を実施。(昭和59年より)

2020年までの間を「私立大学等経営強化集中支援期間」と位置付け、平成27年度より制度の一層の充実を図っている。

委員(※)構成

- •私学理事(長)、学長/経験者
- 弁護士
- •公認会計士
- •研究者/教授
- •民間経験者

(マスコミ・ジャーナリスト等)

※文部科学省組織規則第45条第1項、第4項 及び第5項に基づき、委員としての職務を遂行。

★H27より委員を増員 30名→35名 学校法人運営調査委員

<書面審査、実地調査等を実施>

財務面

管 理運営面

教学面

<u>指導・助言に対する</u> 改善状況報告

年間30法人程度→50法人程度

★H27より調査校数を拡充

対象:全文部科学省所轄学校法人

★2020年までに全学校法人の約半数に実施予定

各学校法人

一部の学校法人

◆経営改善に向けた指導・助言

経営状況が特に厳しいと認められる学校法人に対しては、経営改善計画(5か年)に基づく経営改善状況の報告を求めるとともに、ヒアリング等を通じて個別に指導・助言を継続。

文部科学省 一経営指導一

- 学校法人に経営改善 状況の報告を求め、 経営改善の進捗状況 を把握
- 学校法人運営調査委員等によるヒアリングを通じて、経営改善の着実な実施に向けた指導・助言を実施

経営改善計画の提出・報告等

指導・助言

経営指導 等

経営指導の対象法人

経営改善計画の作成

1 H S D H I

【経営改善計画(モデル)】

- 1.経営改善計画最終年度における財務上の数値目標 (現状分析含む)
- 2.建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像
- 3.実施計画(現状、問題点と原因、対応策)
 - (1)教学改革計画
 - ①設置校・学部等の特徴(強み弱み・環境分析)
 - ②学部等の改組・募集停止・定員の見直し等
 - ③カリキュラム改革・キャリア支援等
- (2)学生募集対策と学生数・学納金等計画

(3)外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等計画

経営相談 等

経営改善計画の作成支援 等

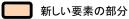
- (4)人事政策と人件費の抑制計画
- (5)経費抑制計画(人件費を除く)
- (6)施設等整備計画
- (7)借入金等の返済計画
- 4.組織運営体制
- (1)理事長・理事会等の役割・責任とプロジェクトチーム の設置等による経営改善のための検討・実施体制
- (2)情報公開と危機意識の共有
- 5.財務計画表
- 6.経営改善計画実施管理表

私学事業団 -経営相談-

- 経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイス
- ○必要に応じて、人材 バンク登録の専門家 (公認会計士、弁護 士、社会保険労務士、 教学専門家等)と共 同で実施

連携(情報共有・意見交換)

学校法人に対する経営指導の充実



① 経営指導強化指標の設定

経営悪化傾向にはあるものの**直ちに適切な 経営改善に取り組めば改善の余地がある**と いう目安

経営基盤の安定確保が必要とされた場合

・中でも、経営指導強化指標に該当した法人

- ・「運用資産ー外部負債」がマイナス
- ・経常収支差額が3か年マイナス

経営指導強化指標をはじめ、 経営判断指標、定員充足状況等 勘案し、学校法人運営調査委員会 で決定

- ② 学校法人運営調査対象法人
- ・教学面、管理運営面、財務面のチェック
- •実地調査
- ⇒必要な指導・助言、通知

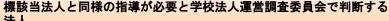


一部法人

③ 経営の指導を行う法人

- ・経営改善計画の作成・提出を求め、経営改善の進捗状況を把握
- ・学校法人運営調査委員等によるヒアリングの実施
- ⇒経営改善の着実な実施に向けた指導・助言、通知

3年程度を目安に経営改善実績を上げるように、上記の取組をきめ細かく集中的に指導 ⇒経営改善の着実な実施に向けた指導・助言、通知



1 4

④ 法人自らの経営努力等により経営指導強化指標に該当しなくなる等一定の経営改善が図られた場合には、 きめ細かい集中的な指導の対象から除き、必要なフォローアップ等指導の扱いを変更

以下の事項が学校法人運営調査委員会で確認された場合

経営判断指標の悪化状況、経営指導強化指標への該当状況、今後の経営改善に 向けた取組の状況等を総合的に勘案した上で、学校法人運営調査委員会において

経営指導強化指標に該当しなくても個別の状況を勘案し、経営指導強化指

- 経営改善の実績が上がらなかった
- ・支払不能(資金ショート)又は債務超過に陥るリスク有
- ・経営難の原因となっている組織の廃止に必要な額を試算の上、 法人の有する資産がその額を下回るリスク有

⑤ 文科省から学校法人に対する通知に、以下の内容を盛り込む。

- ・経営改善実績が上がっていないことや支払不能(資金ショート)、債務超過、組織廃止に必要な 資産不足に陥るリスクがあること
- ·必要と考えられる見直し内容を示して、経営上の判断をすること(部局の募集停止、 設置校の廃止、法人解散等も含む)
- ・対応方策の方向性について、財務諸表や事業報告書等に明記すること
- ・今後、各学校法人が公開した内容を文科省が公表する予定があること

V

6

- ・該当学校法人において財務諸表や事業報告書等を公表
- ・学校法人が公開した対応方策の方向について文科省がまとめて公表
- ⇒組織の見直し等について指導、在学生の教育継続方策についてフォロー

措置命令や解散命令等の対象となり得るような事態に至っている場合

 \Rightarrow

法令違反、所轄庁の処分違反、寄附行 為違反、運営の著しい不適正が認めら れる場合



措置命令に従わない場合

→

措置命令に従わず、法令違反の状態が 継続し、他の方法でも監督目的が達成 できない場合

報告及び立入検査

大学設置・学校法人審議会の意見を聴 いた上で、募集停止を含めた措置命令

役員の解任勧告

解散命令

私学法63条

私学法60条

私学法60条

私学法62条

財務状況の悪化傾向

17

近年の学校法人運営調査における主な指摘事項(1)

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)						
	監事	監事による監査の充実						
		監事による教学面を含めた業務監査の充実						
		監事の監査を支援するための事務体制の整備						
	役員報酬	役員報酬に関する規程の整備						
		役員退職金支給規程の整備						
	理事会 /評議員会	監事の理事会・評議員会への出席率の改善						
		評議員会における評議員の出席率の改善						
管		理事会における理事の出席率の改善						
理 運		決算及び事業の実績を、理事会において決定、評議員会に報告						
選 営		理事会が学校法人の最終的な意思決定機関であることを踏まえ、常任理事会等の位置づけや役割を明確化						
組	理事	評議員の欠員補充						
織	/評議員	理事・評議員の選任手続きを適正化						
	備え付け	学校法人設立時の財産目録の備え付け						
	/届出	資産総額の変更登記を毎年度所定の期間に行い、文部科学大臣に対する速やかな届出						
	規程	学校法人会計基準の改正を踏まえた規定の見直し・改正						
		教員の採用・昇格基準の整備						
		諸規程の整備						
		・個人情報保護に関する規程・情報公開に関する規程・公益通報に関する規程						
		・教職員退職金支給規程 ・学長候補者選考規程 ・学部(学科)長候補者選考規程						

近年の学校法人運営調査における主な指摘事項(2)

大項目	では、現目 中項目 指導・助言事項(その他意見含む) ・項目 中項目 おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお						
	資産運用	資産運用に関する規程の整備					
		資産運用に関する規定の見直しを含めた適切な改善					
財	収益事業	収益事業の在り方を検討し、必要に応じた寄附行為の変更					
務	財務諸表	貸借対照表注記の記載事項改善					
		補助活動、国際交流基金事業の計上方法の適正化					
	経営改善計画	経営改善計画の作成及び着実な実施等による経営基盤の安定確保					
	学生確保	設置学部等の学生確保に向けた対応策を立案し着実に実施					
		定員管理の適正化、定員超過の改善					
教	中長期計画	中長期計画の作成及び着実な実施					
学	教員補充	専任教員の補充					
	AP·DP	入学者選抜規程の整備					
		卒業認定基準の明示					

4. 監事について

学校法人の機関

理事長

▶学校法人を代表し、業務を総理(二最高業務執行機関)

【37条1項】

理事会

▶学校法人の業務を決する(=最終的な意思決定機関)

【36条2項】

監事

▶学校法人を監査し、不正等があれば、所轄庁等に報告【37条3項】

評議員会

▶学校法人の業務等につき意見を述べる諮問機関 【42条】

学校法人の機関

- 〇学校法人の<mark>最高意思決定機関は、合議制機関である理事会</mark>である。理事長は、学校法人を代表しその業務を総理する。
- 〇学校法人には<mark>評議員会</mark>が置かれる。評議員会は<mark>理事の定数の2倍以上の定数で組織され、</mark>学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、<u>あらかじめ</u>評議員会の意見を聞く必要あり。
- 〇大学の、学長は、学校法人の理事として経営に参画する。

学校法人

理事会

学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関。

学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

理事で組織される(学校法人には5人以上の理事を置かなければならない)。議長は理事長。

監査

(理事長が) 選任 | | ※評議員会の | 同意が必要

意見

諮問

評議員会

学校法人の業務、財務状況、理事の業務執行状況等を監査する。

学校法人には2人以上の監事を置かなければならない。

予算、事業計画、中期計画、寄附行為の変更 等について、理事長があらかじめ諮問。

委員数は理事の定数の2倍を超える数。

学長の理事就任

私立学校を設置・運営

私立学校

校長(学長)は理事に就任する。(私立学校を複数設置している場合は、そのうち1人以上を理事とすることができる。)

【理事会】

- □・学校法人の業務に関□ する最終的な意思決定■ 機関
- Ⅰ・理事の職務の執行を Ⅰ 監督
- I・私立学校の校長(学Ⅰ長)を理事として選任

[監事]

・学校法人の業務、財務 状況、理事の業務執行 状況等を監査

【評議員会】

·予算、事業計画、注記 企画、寄附行為の変更 等に意見

(理事長があらかじめ諮問)

監事の職務

◆学校法人の業務(経営面だけでなく教学面を含む)、 財産の状況、理事の業務執行の状況を監査し、不正等があれば対処する。

【私学法37条3項】

監事の職務は、次のとおりとする。

- ー 学校法人の<mark>業務を監査</mark>すること。
- 二 学校法人の<u>財産の状況を監査</u>すること。
- 三 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、 毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会 及び評議員会に提出すること。
- 五 第一号又から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは 財産又は理事の業務執行に関し<u>不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反</u> する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は 理事会及び評議員会に報告すること。
- 六 前号の報告をするために必要があるときは、<u>理事長に対して理事会及び</u> <u>評議員会の招集を請求</u>すること。
- 七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、 理事会に出席して意見を述べること。

監事の牽制機能の強化(私立学校法改正関係)

- ◆ 理事の業務執行の状況の監査(第37条第3項第3号~第5号、第7号)
- ◆ 監事の理事会召集請求権及び招集権(第37条第3項第6号及び第4項) <私立学校法第37条第4項>
 - 4 前項第六号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を 理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の召集の通知が発せられない場合には、 その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- ◆ 監事による理事の行為の差止め(第40条の5 (-般法人法第103条準用)) 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、 又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が 生じるおそれがあるときは、<u>当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる</u>。
- ◆ 費用等の請求(第40条の5 (一般法人法第106条準用))

 <u>監事がその職務の執行について学校法人に対して次に掲げる請求をしたときは</u>、当該学校法人は、
 当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、
 これを拒むことができない。
 - ー 費用の前払の請求
 - 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
 - 三 負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の 提供)の請求

監事の選任

- ◆評議員会が同意し、理事長が選任【第38条第4項】
- ◆2人以上を置く必要あり【第35条第1項】
- ◆<u>理事、評議員、法人職員との兼任禁止</u>【第39条】
- ◆外部監事が1人以上含まれる必要あり【第38条第5項】
- ◆<u>欠格事由</u>あり【<u>第38条第8項(※)</u>】

監事(役員)の解任については、 寄附行為において規定【第30条第1項第5号】

※改正が存在するが、他の改正規定とは異なり令和元年12月14日施行。

改正前の私立学校法第38条第8項	改正後の私立学校法第38条第8項
学校教育法第九条(校長及び教員の欠格事由)の規定は、 役員に準用する。	次に掲げる者は、役員となることができない。 一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者 二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない 者として文部科学省令で定めるもの

学校教育法第9条

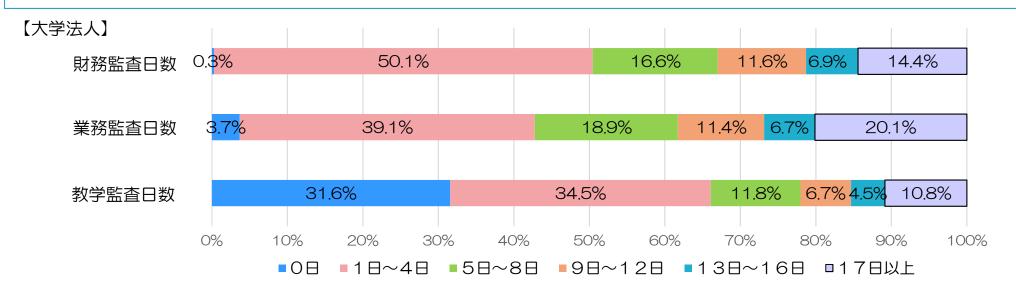
次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三 年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その 他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 監事に期待される役割

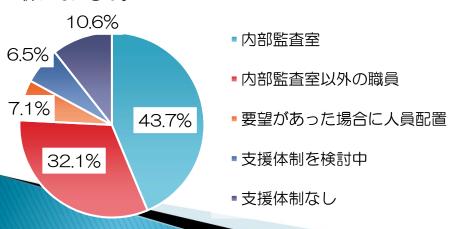
監事業務の現状 【大学法人】

◆監事による財務監査、業務監査について要した日数(のべ日数)について(H29年度)



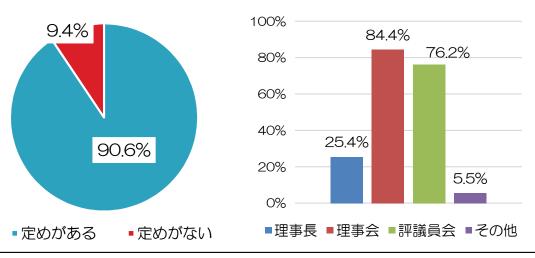
◆監事のサポート体制

監事監査実施をサポートするため、どのような体制を 取っているか。



◆監事による監査結果の報告について

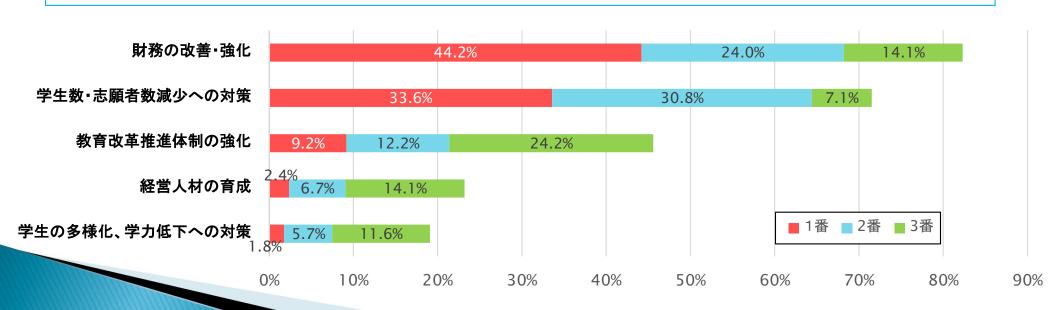
• 監事による業務監査等の監査結果の報告に関する規程 等はあるか。また規程等がある場合、報告先はどこか。



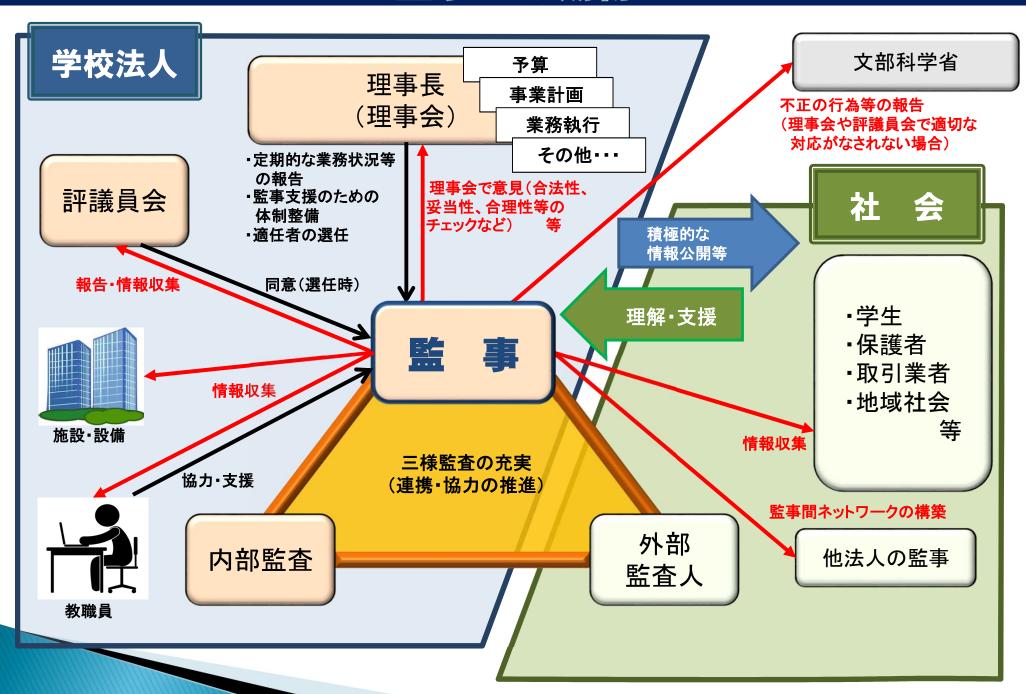
監事業務に期待される役割

【大学法人】

- ◆ 今後、実施を期待する監査項目 ※()は現在の実施状況
 - ✓ 中長期計画・・・37.8%(65.6%)
 - ✓ 教育活動・・・33.9%(50.3%)
 - ✓ 各部署の業務執行<学内事務体制の見直し>・・・32.7%(62.6%)
 - ✓ 監査における指摘事項の改善状況・・・30.7%(73.8%)
 - ✓ 人事、労務管理・・・28.8%(34.2%)
- ◆ <u>学校法人の現在の課題</u> <現在、課題と考えていることは何か。(重要と考えている順に3項目選択)>



監事への期待



監事機能の充実強化のためのポイント

- ◆監事として<u>適格な者</u>を人選
- ◆<u>監事監査の重要性や監査への協力</u>を法人内に周知
- ◆監事と役員・教職員との適切な関係の構築
- ◆監事への<u>情報</u>提供、監事による<u>情報</u>収集
- ◆監事<u>支援のための体制</u>(内部監査室等)の整備
- ◆監事の業務や責任に応じた<u>報酬</u>の支払い
- ◆常勤監事の設置

等